第百二十条中「（附則第十五条の五の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「第百十八条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで」を「第百十八条第二項及び第五項から第十項まで」に、「第百十八条の三第二項及び第四項」を「第百十八条の三第二項、第四項及び第七項」に、「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、「、中小企業人材能力発揮奨励金」を削り、「及び難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金及び精神障害者雇用安定奨励金」に改める。

第百二十条の二中「（附則第十五条の五の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「第百十八条第二項、第三項及び第六項から第十一項」を「第百十八条第二項及び第五項から第十項」に、「第百十八条の三第二項、第四項及び第六項」を「第百十八条の三第二項、第四項、第六項及び第七項」に、「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、「、中小企業人材能力発揮奨励金」を削り、「及び事業協同組合等雇用促進事業助成金及び精神障害者雇用安定奨励金」に改める。

第百二十九条中「、介護労働講習及び若年者の就職に必要な基礎的な能力を付与するための講習」を「及び介護労働講習」に改める。

第百三十二条を次のように改める。

**第百三十二条**　削除

第百三十七条を次のように改める。

**第百三十七条**　削除

第百三十七条の二を削る。

第百三十八条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第百三十八条の二第二項中「第百十八条第十二項」を「第百十八条第十一項」に改める。

第百三十九条の二第一項中「若しくは建設事業主団体雇用改善推進助成金」を「、建設事業主団体雇用改善推進助成金若しくは建設業人材育成支援助成金」に改め、同条第二項中「（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。）」を削り、「若しくは事業協同組合等雇用促進事業助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を「及び事業協同組合等雇用促進事業助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）、第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」に改める。

第百四十四条の二第一項中「無料船員職業紹介事業」を「無料船員職業紹介事業者」に改め、同条第二項中「第百十八条の三第二項第一号イ及び第四項第一号イ」を「第百十八条の三第二項第一号イ、同条第四項第一号イ並びに同条第七項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ、同項第四号イ及び同項第六号イ」に改める。

附則第十五条第二項第二号イ中「若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第一号ロの雇入れに係るものに限る。）」に改め、同条第五項中「通年雇用奨励金」の下に「、中小企業基盤人材確保助成金」を加え、同条第八項中「第百十八条第四項及び第五項」を「第百十八条第三項及び第四項」に、「第百十三条第一項の通年雇用奨励金」を「第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金」に、「第百十八条の三第二項の」を「第百十八条の三第一項の」に改め、「同条第四項の」を削り、「第百十八条第四項中」を「第百十八条第三項中」に、「同条第五項中「又は難治性疾患患者雇用開発助成金」を「同条第四項中「又は難治性疾患患者雇用開発助成金」に改め、同条第九項中「介護労働者設備等整備モデル奨励金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、同条第十項中「介護労働者設備等整備モデル奨励金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加える。

附則第十五条の二第一項中「、第百二条の三第一項第二号ロ」を「「緊急就職支援者雇用開発助成金」とあるのは「緊急就職支援者雇用開発助成金、第百十条の三第一項の試行雇用奨励金」と、「精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第一号ロの雇入れに係るものに限る。）」とあるのは「精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第一号ロの雇入れに係るものに限る。）、附則第十五条の九第一項の若年者等正規雇用化特別奨励金、附則第十五条の十第一項の実習型試行雇用奨励金、附則第十七条の四の二第一項の派遣労働者雇用安定化特別奨励金、附則第十七条の四の三の特例子会社等設立促進助成金、附則第十七条の五の二第二項の建設業離職者雇用開発助成金」と、第百二条の三第一項第二号ロ」に改める。

附則第十五条の四から第十五条の八までを次のように改める。

**第十五条の四から第十五条の八まで**　削除

附則第十五条の九第二項第一号ニ(1)中「（職業安定法施行規則」の下に「（昭和二十二年労働省令第十二号）」を加え、同条第三項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、「又は特例子会社等設立促進助成金」を「、特例子会社等設立促進助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改め、同条第四項中「求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金」を「特定求職者雇用開発助成金」に改め、「、求職活動等支援給付金」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加え、「又は特例子会社等設立促進助成金」を「、特例子会社等設立促進助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

附則第十五条の十第四項及び第五項中「又は中小企業雇用創出等能力開発助成金」を「、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を加え、第六項中「第百十八条第十一項」を「第百十八条第十項」に改める。

附則第十六条中「平成二十二年三月十五日」を「平成二十五年三月十五日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十五年四月三十日」に改める。

附則第十七条の二を次のように改める。

**第十七条の二**　第百十四条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間、同条第二項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

附則第十七条の三第二項第一号イを次のように改める。

イ　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業の制度を設け、かつ、当該被保険者のうち、育児休業をした期間が六箇月以上であるもの（被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が六箇月以上であるもの）を、育児休業後一年以上（平成二十二年五月一日前に育児休業を終了した被保険者にあつては、六箇月以上）継続して雇用した事業主であること。

附則第十七条の三第二項第二号イ中「当該被保険者が前号イ(1)に該当する場合については百万円、当該被保険者が前号イ(2)に該当する場合については短時間勤務の制度の利用予定期間が二年を超える場合は百万円、一年を超え二年以下の場合は八十万円、六箇月以上一年以下の場合は六十万円」を「百万円」に、同号ロ中「当該被保険者が前号イ(1)に該当する場合については一人につき八十万円、当該被保険者が前号イ(2)に該当する場合については一人につき短時間勤務の制度の利用予定期間が二年を超える場合には八十万円、一年を超え二年以下の場合は四十万円、六箇月以上一年以下の場合は四十万円」を「一人につき八十万円」に改め、同条第三項中「同項第一号イ(1)若しくは(2)」を「同項第一号イ」に改め、「又は同号イ(1)及び(2)に該当する場合」を削り、同条第四項中「（同号ロに掲げる制度の実施についての助成を除く。）」を削る。